

船舶インシデント調査報告書

令和6年3月27日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和5年9月24日 10時00分ごろ
発生場所	長崎県南島原市堂崎港南方沖 堂崎港西防波堤灯台から真方位179° 1.7海里付近 （概位 北緯32° 38.2′ 東経130° 20.2′）
インシデントの概要	遊漁船海人丸は、漂流中、主機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和5年9月27日、主管調査官（長崎事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	遊漁船 海人丸、9.1トン KM2-1399（漁船登録番号）、個人所有 ディーゼル機関、船内機、4サイクル、出力496.50kW、回転数毎分2,130、6気筒、ボア132.9mm、使用燃料軽油、機関製造年月日不詳、平成9年12月進水 第290-50583号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	<p>本船は、船長ほか1人が乗り組み、釣り客11人を乗せ、係船場所を出航して釣り場に到着した後、主機を中立運転として漂流中、主機冷却清水温度上昇警報が作動した。</p> <p>船長は、冷却海水のこし器を確認したところ、海水が流れていないことを認め、冷却海水ポンプのゴム製インペラ（以下「本件インペラ」という。）が破損したものと思い、主機を停止した。</p> <p>船長は、自力で航行することが不可能と判断して海上保安庁に救助を要請し、本船は、来援した巡視艇に係船場所までえい航された。</p> <p>本船は、冷却海水ポンプでくみ上げた海水により主機の冷却清水を冷却する間接冷却方式を採用しており、本インシデント後、機関整備業者によって点検が行われた結果、本件インペラの羽根がすべて欠損していたことが判明した。</p> <p>船長は、本インシデント発生の約2年4か月前にインペラを交換していたが、本件インペラが経年劣化により欠損したものと推測し、1年に1回交換しておけば良かったと本インシデント後に思った。</p>
分析	本船は、本件インペラが2年以上交換されていない状況下、漂流

	<p>中、経年劣化により本件インペラの羽根が欠損し、冷却海水を供給できなくなったことから、主機冷却清水温度が上昇して主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと推定される。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が、漂流中、経年劣化により本件インペラの羽根が欠損し、冷却海水を供給できなくなったため、主機冷却清水温度が上昇して主機の運転ができなくなったことにより発生したものと推定される。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、冷却海水ポンプの点検を定期的に行い、必要に応じてゴム製インペラを交換すること。</li> <li>・ 船長は、冷却海水ポンプの、予備のインペラと工具を船内に備えておくこと。</li> </ul>